

[事案 2023-145] がん入院給付金等支払請求

・令和6年1月25日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定めるがんに該当しないことを理由に、がん入院給付金等が支払われなかったことを不服として、がん入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月に胃消化管間質腫瘍のため入院・手術をし、同年2月に胃粘膜下腫瘍のため入院・手術をして、同月、最終病理組織診断名「Gastrointestinal stromal tumor」(以下、「GIST」)と確定診断されたことから、平成21年8月に契約した生活習慣病保険(契約①)、平成27年11月に契約したがん保険(契約②)、令和元年11月に契約した医療保険(契約③)にもとづきがん入院給付金等を請求したところ、約款に定めるがんに該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 医師からは、悪性でがんと診断されている。
- (2) 契約時の提案書、パンフレット、給付金請求の案内等には、「がんと診断されたとき」との記載がある。
- (3) 保険会社は、給付金等の支払いをがんのリスクによって分けているようだが、リスクが低いから支払われないというのは、契約時の提案書に書かれている「すべてのがんを保障」という文面に沿っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) がんを原因とする各種給付金を支払うには、申立人の GIST が約款に定めるがんの定義に該当する必要がある。具体的には、約款別表に定める分類項目と基本分類コードに該当すること、新生物の形態の性状コードの第5桁性状コード番号が約款別表に定めるもの(「/2」「/3」「/6」「/9」のいずれか)に該当することが必要となる。
- (2) 申立人の GIST の分類コードは D37.9 であるが、約款別表に列挙された基本分類コードのいずれにも該当しない。
- (3) また、申立人の病理組織診断結果によると、申立人の GIST の新生物の形態の性状コードの第5桁性状コード番号は「/0」であり、別表に定めるものに該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。